市有財産有償貸付契約書

貸付人 七尾市（以下「甲」という。）と借受人 ●●●（以下「乙」という。）とは、下記要項及び右記の約款に合意し、市有財産の有償貸付契約を締結する。

この契約締結を証するため、本契約書２通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　七尾市袖ケ江町イ部２５番地

七尾市

七尾市長　茶　谷　義　隆　㊞

乙　●●●

●●●

●●●　㊞

記

要　項

貸付物件	所在地番：七尾市●●● 種類：土地 施設名：●●● 数量：●●●㎡
指定する用途	●●●
貸付期間	（自）令和 8年 ●月 ●日　（至）令和●年 ●月●日
貸付料	●●●円
特記事項	

約　款

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙双方は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付期間の更新）

第２条　乙は、貸付期間を継続しようとする場合は、貸付期間が満了する３月前までに更新申請書を甲に提出しなければならない。

（貸付料の算定）

第３条　１年未満の貸付期間に係る貸付料は、日割計算により算定するものとする。

（貸付料の納付）

第４条　乙は、貸付料を甲の発行する納入通知書により指定期日までに甲に支払わなければならない。

（延滞の場合の損害金）

第５条　乙は、前条に定める期日までに貸付料を納付しないときは、その翌日から遅延日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。

（貸付料の改定）

第６条　甲は、貸付物件の価格に変動があったとき、その他正当な理由があると認めたときは、貸付料を改定することができる。この場合、甲は速やかに書面をもって乙に通知しなければならない。

（契約不適合責任等）

第７条　乙は、本契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、貸付料の減額請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

２　貸付物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損したときは、その滅失又はき損は、乙の負担とする。

（貸付物件の引渡し）

第８条　貸付物件は、本契約を締結したときに乙に対し引渡しがあったものとする。

（遵守事項）

第９条　乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

２　乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1)　貸付物件の使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

(2)　貸付物件の現状を変更し、又はこれに工作物を設置しないこと。

(3)　貸付物件の指定する用途を変更しないこと。

（修繕義務等）

第１０条　甲は、貸付物件の維持補修の責めを負わないものとし、当該物件について保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（滅失又はき損の通知）

第１１条　貸付物件の全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

（使用上の損傷等）

第１２条　乙はその責に帰する事由により貸付物件を滅失又はき損した場合において、甲が要求するときは、自己の負担において現状に回復しなければならない。

（実地調査等）

第１３条　甲は、必要があると認めるときは、貸付物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合乙は、その調査を拒み、若しくは妨げ又は報告を怠ってはならない。

（契約の解除）

第１４条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2)乙が、貸付料を納付期限後３月以上経過しても支払わないとき。

(3)　乙から解約の申入れがあったとき。

２　第６条の規定により通知された継続契約に係る貸付料の額が前年度の貸付料の額より増額されたものである場合には、乙は、甲が同条の通知を発した日から１月以内に限り本契約を解除することができる。

３　乙は、前項の規定により本契約を解除しようとするときは、貸付物件を返還する期日を明示した書面をもって同項に規定する期間内に、甲に通知しなければならない。

（貸付料の返還）

第１５条　甲は、前条第１項第１号の規定により本契約を解除した場合において、乙が契約解除の日以降の貸付料を甲に支払済であっても乙に返還しないものとする。

２　前条第1項第２号又は第４号の規定により本契約を解除した場合において、甲は契約解除の日以降の貸付料に相当する金額を乙に返還するものとする。ただし、返還金には、利息を付さないものとする。

（貸付物件の返還）

第１６条　貸付期間が満了したとき、及び第１４条第１項又は第３項の規定により本契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲において必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第１７条　乙は、その責めに帰する理由により貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第１２条の規定により当該物件を原状に回復した場合、及び当該滅失又はき損により甲に損害保険金が支払われて甲の損害の全部が補填された場合はこの限りでない。

２　前項における場合のほか、乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（有益費等の請求権の放棄）

第１８条　乙は、貸付期間が満了したとき、及び第１４条第１項第１号、第３号、第４号又は同条第２項の規定により本契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

（契約の費用）

第１９条　本契約に要する費用は、乙の負担とする。

（規定の適用）

第２０条　本契約に定めるもののほか、七尾市契約事務規則（平成１６年七尾市規則第５３号）の定めるところによる。

（疑義の決定）

第２１条　本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

（管轄裁判所）

第２２条　この契約に関する訴えの管轄は、七尾市役所所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所七尾支部とする。